

令和7年度農業分野における多様な担い手確保事業 (外国人確保のための支援) 業務委託仕様書

1 目的

人口減少の影響を受け、全国的に人手不足が進行しており、農業においても、従事者不足が急激に進むことが懸念されている。国の外国人材受入制度の拡充に伴い、外国人材の受入に既に取り組む県内の農業経営体があるが、一方で、外国人材の受入に関するノウハウがないこと等により、雇用を躊躇する農業経営体も少なくない。本事業では、特定技能外国人を中心とした外国人材の県内農業経営体への受入を支援するため、外国人材受入について理解を深めるための説明会等を開催する。

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務委託内容

(1) 外国人材受入に係る説明会の開催

① 概要

県内農業経営体、県、市町、JA等関係機関を対象に、外国人材受入に係る説明会（無料）を開催する。なお、受託者は、説明会の企画、広報周知及び当日の運営等、説明会実施に係る一切の業務を行うものとする。

② 業務内容の詳細

(i) 講師の選定及び派遣

- ・説明会で最低限 (iii) (ア) ～ (ケ) の内容について、講義・相談等を行うことができる講師を選定し、派遣すること。
- ・講師の謝金、旅費については、委託費に含めること。

(ii) 説明会の周知

- ・周知は、チラシの頒布及びメール等、集客に適当な方法を受託者が設定すること。

(iii) 説明会の準備・募集

- ・申込者の受付等の事務については、全て受託者が行うこと。
- ・説明会会場や必要な機材の手配については、受託者が行うこと。

(iv) 説明会の講義内容の決定及び資料の作成等

- ・説明会の内容や資料については、委託者と協議のうえ決定すること。説明会で配布する資料は、受託者が印刷すること。
- ・受託者は、以下の内容を最低限盛り込んで、説明会を実施すること。
 - (ア) 農業従事者確保を取り巻く現状、外国人材の受入が求められる背景について
 - (イ) 外国人材の受入制度について（特定技能外国人、技能実習（育成就労）、留学生との違い）
 - (ウ) 外国人材の受入にあたり必要となる経費について
 - (エ) 外国人材の受入にあたり必要となる準備について（心構え、よく起こる問題への解決策等）
 - (オ) 外国人材の受入にあたって農業経営体が行う必要のある内容について（日本語学習、住宅、日常生活等）
 - (カ) 外国人材確保施策の紹介（国制度・県制度）、入国状況、今後の展望
 - (キ) 外国人材を受け入れた農業経営体の事例紹介
 - (ク) 質疑応答
 - (ケ) 事前予約による個別相談

(v) 説明会参加者へのアンケート実施及び結果分析

- ・受託者は、説明会の参加者に対して、外国人材の受入についての意識変容等について測定するためのアンケートを行い、結果を取りまとめること。なお、アンケート項目については、委託者と協議のうえ決定すること。

(vi) その他、説明会の運営に係る業務

③ 開催日程等

日時：令和7年11月から12月頃

開催回数：2回以上

開催時間：各回2時間以上

④ 開催方法

- ・説明会は対面とオンラインのハイブリッドの形式で、実施することとする。対面の会場は50人規模の参加者に対応できる会場とする。対面の開催場所は、北勢地区、南勢地区の2カ所で開催することを想定する。
- ・なお、受講ニーズに柔軟に対応できるように、説明会について動画を撮影し、委託期間中に希望者に対してホームページ等により動画の配信を行うことも可能とする。

⑤ 説明会参加者数

目標数：60名（2回合計）

※説明会参加者数は対面での参加者、オンラインでの参加者の合計数とする。なお、動画の視聴者数（実人数）が正確に把握できる場合は、動画視聴者数についても説明会参加者数に含んでよいこととする。

※ただし、やむを得ない事情等により説明会参加者が目標数に満たない場合は、委託者と受託者で協議を行うものとする。

(2) 業務報告書の作成

上記(1)の取組概要や、取組により得られた成果等について報告書としてまとめ、委託費の実績書（明細が示されたもの）を添えて、紙媒体（1部）と電子データ（CD-ROM等）により提出すること。

4 委託費

- (1) 3の業務委託内容の各条件に満たない実施となる場合は、県と協議の上、実績に応じた委託費の減額を行う。
- (2) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期は、契約条項の定めるところによる。なお、委託料の支払いについては原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

5 留意事項

- (1) 業務の遂行については、三重県と十分に協議しながら進めること。
- (2) 委託料には、上記3に記載した業務遂行に要する費用の一切を含む。
- (3) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造または不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

6 納入する成果品

令和8年3月13日（金）までに、業務報告書を紙媒体（1部）と電子媒体（CD-ROM等）にて三重県農林水産部担い手支援課へ提出すること。

7 障害を理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順次適切に対応するものとする。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(保有の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- (個人情報の適正管理)
- 第10条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。
- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
 - 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
 - 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (個人情報の返還、廃棄又は消去)
- 第11条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (点検の実施)
- 第12条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱い

に関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第13条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。